

千葉県住宅供給公社公告第22号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年9月28日

千葉県住宅供給公社 理事長 岩田真一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 施工方式

単独施工方式

(2) 工事名

千葉県営住宅おゆみ野第2団地1～3号棟屋上防水改修工事

(3) 工事概要、工事場所、工期及び業種

別表に記載

(4) 予定価格及び最低制限価格

別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、

次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 本工事の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づき裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づき裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉県建築工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名

- 停止措置等を、入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- キ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
- ク 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に定める許可及び同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（審査基準日から1年7か月以内のものに限る。）を別表に定める業種で受けている者で、令和8・9年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿において、同業種に登録されているもの又は格付されているもの
- (4) 現場代理人を当該工事に常駐できる者。ただし、千葉市現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領（令和7年4月1日施行）第2条に該当する場合は、3件まで兼任することができる。
- (5) 別表に定める技術者を当該工事に配置できる者
- (6) 別表に定める工事を施工した実績を有する者
- (7) その他、別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 契約事務担当課

〒260-0013

千葉市中央区中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング3階

千葉市住宅供給公社 総務課

電話 043-301-6334

sanka@cjkk.or.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、電子メール、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書を、次の提出資料とあわせて、前記3へ提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

また、郵送の場合は後記6（3）の方法を準用する。なおその際、封筒の表には「入札参加申請書在中」と朱書すること。

（1）入札参加申請期間

別表に記載

（2）提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書及び別表に記載の提出資料

5 設計図書等の交付及び質問回答

（1）設計図書等の交付

千葉市住宅供給公社「入札契約情報」からダウンロードすること。

千葉市住宅供給公社ホームページ (<https://www.cjkk.or.jp/>)

→発注情報 → 制限付一般競争入札のお知らせ →発注表 新規発注（受付中）

ア 交付期間

別表に記載

イ 工事担当課

別表に記載

（2）質問回答

質問及び回答の方法並びに質問回答期限については、質問書等の設計図書に記載する。

質問回答書を提出する際は、質問回答期限までに行うこと。

6 入札及び開札

（1）入札及び開札の日時

別表に記載

（2）開札場所

千葉市中央区中央3丁目3番1号 千葉市住宅供給公社会議室

（3）入札方法

郵送（簡易書留）とする。

開札日の前日（日曜日、土曜日及び休日を除く）午後5時00分までに、入札書、積算内訳書、誓約書並びに 現場代理人及び主任（監理）技術者届出書 を、前記3に必着させること。

この際、入札書等を二重封筒とするため、郵送は次のとおりに行う。

ア 入札書及び積算内訳書を工事名及び商号（又は名称）を記載した中封筒に入れ、封かんする。

イ 郵送するための封筒を別に用意し、表に「入札書在中」と朱書する。

ウ ア及びその他全ての書類をイに入れ、密封の上、簡易書留により郵送する。

（４）辞退方法

入札参加者は、入札書締切前であれば、入札を辞退することができる。その場合は、持参又は郵送により、前記３に辞退届を提出すること。なお、郵送の場合は次のとおりに行う（簡易書留）。

ア 郵送するための封筒を用意し、表に「入札辞退届在中」と朱書する。

イ 辞退届をアの封筒に入れ、密封の上、簡易書留により郵送する。

（５）入札保証金

免除（ただし、千葉市住宅供給公社会計規程第８９条に基づく千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条第２項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

（６）無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 無効となる入札 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（ア）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（イ）所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

（ウ）入札参加申請時又は入札書提出時に提出した添付資料に不備があり、その内容の確認ができない入札

（エ）必要事項を欠く入札

（オ）明らかに談合であると認められる入札

（カ）予定価格が事前公表されている場合においては、その価格を超える入札

（キ）再度入札における入札金額が、前回の入札の最低金額以上の額の入札

（ク）積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札又は違

算等によりその内容が不明瞭である入札

(ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

イ 失格となる入札 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(ア) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格が設定されている場合は、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに当該候補者（委任状持参の代理人を含む）を前記6（2）に参集させ、くじにより落札候補者を決定する。この場合において、参集しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、落札決定通知書により、入札参加者全てに電子メールにより通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書を電子メールにより通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再

度入札を行う。

- (1) 再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。
- (3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子メールで行う。
- (4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。
- (5) 開札場所は、前記6(2)と同様とする。
- (6) 再度入札の方法は、入札書及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(4)によるものとする。

9 契約条件等

- (1) 契約保証金 要(ただし、千葉市住宅供給公社会計規程第89条に基づく、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。)
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 支払条件 前払金、中間前払金、竣工払
- (4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。
- (5) 契約条項については、前記3で閲覧できる。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 他に契約条件等がある場合は、別表の備考欄に記載する。

10 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、担当班へあらかじめ連絡すること。